

令和2年5月25日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3062

## 新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（45 例目）最終報

5月1日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（45 例目）について、症状が改善し、退院基準\*を満たしたことから、5月20日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 45	1 年代	20 歳代		
	2 性別	男性		
	3 職業	会社員		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月29日	発熱、鼻汁あり	
		4月30日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		5月1日	PCR検査陽性確定。容体は安定	
		5月2日	尼崎市内感染症指定医療機関に入院	
5月6日		尼崎市内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所		
	5月20日	県内宿泊療養施設を退所		
6 行動歴	4月27日以降は自宅で過ごす、海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	同居人3人（うち2人は尼崎市発表30・34例目。 <u>残る1人は健康観察を終了</u> ）。 その他の濃厚接触者はなし			
8 その他	尼崎市発表30・34例目の濃厚接触者			

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上